

## 《平成 27 年度第 1 回帯広市情報審査会 議事概要》

- 1 日 時 平成 27 年 6 月 25 日 (木) 13:30~15:00
- 2 場 所 帯広市役所 議会棟 3 階 全員協議会室
- 3 出席者 ■情報審査会
  - ・千々和会長 ・岡崎委員 ・加藤委員 ・藤本委員 ・三井委員
  - 情報審査会事務局 (総務部行政推進室)
    - ・山崎総務部長 ・中野行政推進室長 ・橋向主幹 ・天池法制主査
    - ・藤内主任 ・和田主任補 ・持田係員
- 4 傍聴人等 ・報道関係者 2 名

### 《議事概要》

- 1 総務部長挨拶
- 2 公文書開示請求者の個人情報漏洩について

【事務局】 公文書開示請求者の個人情報漏洩について報告
  - ・平成 27 年 6 月 9 日に、公文書開示請求者の請求者から、請求者の情報と請求内容を、外部に漏らした職員がいるとの問い合わせがあった。
  - ・直ちに総務部で調査したところ、事実であることを確認したため、請求者に謝罪するとともに、庁内に向け再発防止のため、個人情報の保護及び管理について徹底を図った。
  - ・今後も更なる予防措置を講じ、再発防止に努めていく。
- 3 平成 26 年度情報公開制度・個人情報保護制度利用状況について

【事務局】 平成 26 年度情報公開・個人情報保護制度利用状況について報告

<情報公開>

  - ・開示請求件数 69 件 (うち取下げ 1 件) (前年度対比 14 件の増)
  - ・実施機関別の請求件数 前年度対比で、市長への請求が 11 件の増、教育委員会への請求が 1 件の増 その他の実施機関は、消防長への請求が 4 件の増、公営企業管理者への請求が 4 件の増、議会への請求が 6 件の減のほかは、概ね例年並
  - ・ここ数年は、概ね 50~60 件程度で推移
  - ・請求に対する決定の内訳 全部開示 23 件、一部開示 31 件、非開示 14 件 (うち不存在 14 件) で、開示率 100%
  - ・決定に要した期間 平均で 9.6 日、前年度と比較して、0.5 日の延長
  - ・請求者数 24 人
  - ・特徴的なケースは、開発行為に係る宅地造成工事に関する請求が複数
  - ・不服申立て 5 件

<個人情報保護>

- ・開示請求件数 18 件（前年度対比 7 件の増）
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示が 6 件、一部開示が 6 件、非開示が 6 件（うち不存在 6 件）で、開示率 100%
- ・請求者数 14 人
- ・個人情報の開示決定にかかる不服申立て 1 件
- ・個人情報の訂正請求 なし

<平成 27 年度の状況>

- ・6 月 15 日現在で、公文書開示請求 12 件
- 個人情報開示請求 1 件

【会長】 情報公開制度や個人情報保護制度を利用せずとも、情報にアクセスしやすい環境ではあるが、インターネット等を利用できない人もおり、制度の浸透は必要であると思う。

#### 4 社会保障・税番号制度について

【事務局】 社会保障・税番号制度について説明

○ 主な内容

- ・昨年度の当審査会で説明したが、その後明らかになってきた部分もあるため、改めて説明する。
- ・制度の趣旨は、全国民にそれぞれ番号を付け、社会保障、税、災害対策の分野で利用することにより、効率的な情報管理と、諸手続における国民の負担軽減を図るものである。
- ・スケジュールは、本年 10 月ごろに市町村から各個人に番号を通知、平成 28 年の 1 月からは法律で定められた事務について、順次個人番号の利用を開始し、平成 29 年 7 月からは行政機関などの間で、ネットワークによる情報のやり取りが開始される。
- ・マイナンバー法では、マイナンバーと関連付けられた個人情報（特定個人情報）を、他の個人情報より、その取扱いについて厳格な手続きを求めている。
- ・一方、特定個人情報も個人情報であることは変わらないため、各自治体が定めている個人情報保護条例も適用されることとなる。
- ・マイナンバー法の求める厳格な手続きの 1 つとして、マイナンバー法と個人情報保護条例の取扱いに矛盾がないよう、自治体は必要な措置を講ずるとされていることから、当市においても個人情報の取扱いについて、個人情報保護条例の特例を定めるもの。
- ・また、マイナンバー法で法定されている事務どうしの情報を、府内利用するために、条例を制定する。
- ・特例等の整備は、マイナンバーが指定される本年 10 月までに行う。

【会長】 いつ頃、条例の文言等を知ることができるようになるのか。

【事務局】 9月の市議会定例会に提案する予定となっており、その前の7月末からパブリックコメントを実施し、その結果を受けて条例の文言等を整理する予定であり、審査会においては考え方について、ご意見を伺いたいと考えている。

【会長】 素案は、市のホームページ等に載るのか。

【事務局】 パブリックコメント実施の際には、市のホームページにも内容が掲載される。ホームページをご覧になれない方にも確認してもらえるように対応する。

【委員】 国の動きは、これからまだありそうか。

【事務局】 マイナンバーに関しては、税・災害・社会保障での利用が想定されているが、今国会に提案されている法律では、更に医療分野等に対象を拡大し、より国民にメリットがある制度にしていくという動きがあると把握している。今後、制度設計において様々な利用の可能性を議論し、概ね3年で決めていくとの流れであると聞いている。

【会長】 マイナンバー制度は、10月に番号が割り振られて、通知がくるということで、目前に迫っているわけだが、まだ十分に浸透していないと思う。

【事務局】 制度周知に関しては、広報10月号に記事を掲載するほか、来年1月からカードが交付される際の対応においても、町内会等とも連携して、市として、市民や事業主に向けて、情報を発信していく。

【委員】 個人情報が漏洩しないかという心配は、やはり感じている。

【事務局】 マイナンバー制度においては、各市民に12桁の番号が割り振られる。自治体間等で情報のやり取りをする際には、番号から変換した記号を用いるため、番号が漏洩しても、その番号だけでは情報を引き出せない仕組みになっている。また、窓口等の対応においては、番号とともに本人確認も行うため、他人が本人になりますことを防ぐ制度設計となっている。

安全性の確保については、全国一律で取り組んでおり、安全性の高いシステムが構築されていると理解していただきたい。加えて、人的要因によって情報漏洩等が発生しないよう、管理する者が十分な知識を共有していく必要があることから、制度周知を徹底してくとともに、自治体としてでき得ることは行っていく。

【会長】 番号から変換されるという記号は、毎回変わるものなのか。

【事務局】 同じ個人について、帯広市で用いる記号と他の自治体等で用いる記号は異なるが、帯広市として用いる記号は1つであり毎回変わるものではない。

【会長】 個人番号カードを落とす人もいるだろうから、個人番号は漏れるという前提でセキュリティシステムを構築していると思う。  
個人番号カードは、定期的に更新するのか。

【事務局】 一般の方々は10年で更新となる。若い方々等は5年となる。

【会長】 情報システムはサイバー攻撃等の対象になり得るが、例えば銀行のオンラインシステムをやめようということにならないように、だからといってシステムをやめることにはならない。  
マイナンバー制度の導入については、個人情報保護制度の導入以上に社会に変革を及ぼすものであり、国民の隅々に渡るまで影響があるものである。その前提で、今後この審議会において、運用に関することについて、答申も含めて具体的な事例について議論していければと考える。

【委員】 マイナンバーと関連付けられた情報の開示請求があった際には、どのように請求者に情報を開示することになるのか。

【事務局】 マイナポータルを利用する場合は、マイナポータルを通してパソコンの画面上で、マイナポータルを利用しない場合には、従前どおり個人情報開示請求を行い、紙媒体で開示することになる。

【委員】 マイナンバー制度において情報をやり取りする目的も確認できるのか。

【事務局】 どの業務で利用するためにやり取りされたのかは、確認できる。

【委員】 情報提供等記録は、自治体において、どのような形式で残っていくのか。紙媒体で残っていくのか、それともデータで残っていくのか。

【事務局】 データとして残していく。

【委員】 情報提供等記録を管理保存するにあたっては、全国一律で様式等が決まっているものなのか。

【事務局】 記録して残しておく項目が全国一律で決まっているが、様式はない。

【委員】 それでは、残っている記録の細かさ等には自治体間で差異が生じるのか。

【事務局】 自治体等の判断において残す記録もあると思われ、差異は生じると考えられる。

【会長】 市職員としては、個人の情報を取り扱った記録が残り、マイナポータルを通して市民から確認されるということに対して、緊張感を持っているのか。

【事務局】 取扱い方や、取り扱える情報の範囲は決まっており、市職員として制度を十分に理解した上で、運用していかなければならない。今後、全庁的に制度について指導していく。

【会長】 市民が、自分の情報がどのように扱われたのか確認できるということが、市職員が個人情報を不適切に取り扱わないようにする歯止めになると思う。

【事務局】 本来の目的を逸脱して個人情報を閲覧するような行為等がないように、市職員の意識教育を徹底していく。マイナンバー制度に関しては従前より重い罰則が設けられている。マイナンバーと関連付けられる情報を扱える職員を予め限定する等の整理が必要と考える。

## 5 閉会

【会長】 これで審査会を閉会とする。

以 上

